

## 埼玉DMATの派遣に関する協定

埼玉県知事（以下「甲」という。）と防衛医科大学校病院長（以下「乙」という。）とは、災害派遣医療チーム「埼玉DMAT」の派遣に関し、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、災害・感染症医療確保事業を実施するため専門的な訓練を受けた医師・看護師・業務調整員が機動性をもって出動し、医療活動を行うことにより、地域の医療提供体制を支援し、傷病者等の生命を守ることを目的とする。

## （派遣要請等）

第2条 甲は、日本DMAT活動要領及び埼玉DMAT設置運営要綱等に基づき、災害等について対応を行う必要が生じた場合は、乙に対し、埼玉DMAT（以下「DMAT」という。）の派遣を要請することができる。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちにDMATを派遣させるものとする。

3 乙は、甲の要請を受ける前に、県内の消防本部（局）の長から要請を受けた場合等の緊急やむを得ない場合には、DMATを派遣することができるものとする。

4 乙は、前項の規定によりDMATを派遣した場合には、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。この場合、乙が派遣したDMATは、甲の要請に基づいて派遣されたものとみなす。

## （派遣先）

第3条 乙が派遣するDMATは、県内において医療活動を行うことを原則とする。

2 甲の要請に基づく場合には、他の都道府県において第4条に定める医療活動を行うことができる。

## （DMATの活動）

第4条 乙が派遣するDMATが行う業務は日本DMAT活動要領等に定めるものとする。

## （指揮系統等）

第5条 乙が派遣したDMATに対する指揮及び活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。ただし、DMATが他の都道府県からの要請を受けて派遣される場合には、要請した被災都道府県のDMAT受入れに係る体制の中で活動するものとする。

## （身分）

第6条 乙が派遣するDMATの隊員は、派遣元である乙の職員として医療活動に従事する。

## （輸送）

第7条 乙が派遣するDMATの輸送は、原則として乙が行うものとする。

（協定の実施状況等の報告）

第8条 乙は、甲から本協定に基づく措置の実施の状況及び当該措置に係る当該医療機関の派遣状況その他の事項について報告の求めがあったときは、速やかに当該事項を報告するものとする。この場合において、広域災害救急医療情報システム（EMIS）等により報告を行うものとする。

（平時における準備）

第9条 乙は派遣時に迅速な対応がとれるよう、平時より、組織内の連絡、派遣体制の整備に努めるものとする。

2 甲は、DMAT隊員の資質の向上等を図るため、研修、訓練等の企画及び機会の提供に努める。

（費用の支弁等）

第10条 甲の要請に基づき乙が派遣したDMATが、第4条の業務を実施した場合に要する次の費用は、甲が支弁するものとする。

一 乙が供給した医薬品、医療器具等を使用した場合の実費

二 前号に定めるもののほか、この協定の実施のために要した経費のうち、甲が必要と認めた経費

（災害救助法適用時の費用負担）

第11条 甲の要請に基づき、乙が派遣したDMATが、災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく救助に関する業務に従事した場合は、甲は災害救助法及び災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）の定めるところにより費用を負担する。

（損害補償）

第12条 甲は、甲の要請に基づき乙が派遣したDMATの隊員が、第4条の業務に従事したため、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、その損害を補償するものとする。

2 甲は、甲の要請に基づき乙が派遣したDMATの医療活動等において生じた事故等における損害を補償するため、甲の負担によりDMATの隊員を傷害保険に加入させる。

（協定の措置を講じていないと認められる場合の措置）

第13条 甲は、乙が、正当な理由がなく、本協定に基づく措置を講じていないと認めるときは、乙に対し、医療法等に基づく措置を行うことができるものとする。

（感染症法に規定する医療措置協定との関係）

第14条 甲と乙が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第36条の3第1項に規定する医療措置協定に基づく新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症に係る人材派遣としてDMATの派遣を実施する場合には、本協定が医療措置協定の一部を兼ねるものとし、本協定に定めるもののほか、当該派遣については医療措置協定によるものとする。

(定めのない事項等)

第15条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

(当該協定変更に関する事項)

第16条 この協定の定める事項に変更が生じた際、甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第17条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲、乙いずれからも更新しない旨の申し出がない場合は、有効期間満了の日から起算して1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙両者記名の上、それぞれ1通を保有するものとする。

なお、本協定の締結に伴い、平成20年8月5日に締結した「埼玉DMATの派遣に関する協定」は廃止する。

令和6年9月10日

甲 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号  
埼玉県

(署名：埼玉県知事 大野元裕)

乙 埼玉県所沢市並木3-2  
防衛医科大学校病院

(署名：病院長 塩谷彰浩)